

神勞発基1227第4号
平成28年12月27日

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会 会長 殿

神奈川労働局長



労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等
の一部を改正する件の適用について

日頃から労働安全衛生行政の運営につきましては、格段の御協力を賜り厚く
御礼申し上げます。

さて、「労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定め
る物等の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第430号）が平成
28年12月22日に公示され、改正後の「労働安全衛生規則第95条の6の
規定に基づき厚生労働大臣が定める物等」（平成18年厚生労働省告示第25
号。以下「告示」という。）が平成29年1月1日から適用されることです。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、傘下
会員等に対し、下記告示の内容等の周知に御協力を賜りますようお願い申し上
げます。

記

1 有害物ばく露作業報告の対象となる物（告示第1条関係）

別紙の表の中欄に掲げる物（以下「対象物」という。）及び対象物を含有
する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の右欄に掲げる値である
ものを除く。）を有害物ばく露作業報告の対象とすること。

2 報告の期間等（告示第2条関係）

事業者は、平成29年1月1日から同年12月31日までの間に一の事業
場において製造し、又は取り扱った対象物の量が500キログラム以上になっ
たときは、平成30年1月1日から同年3月31日までの間に、所轄労働基準
監督署長に有害物ばく露作業報告を行わなければならないこと。

(別紙)

コード	物	含有量 (重量%)
233	アクロレイン	1%未満
234	N-イソプロピル-N'-フェニルベンゼン-1,4-ジアミン	0.1%未満
235	塩化水素	0.1%未満
236	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル) (別名ジスルホトン)	0.1%未満
237	硝酸	1%未満
238	フッ化水素	0.1%未満
239	硫酸	1%未満